

コーデックススープ・ブロス部会 (CX-726)

議長国：スイス

会議：

- 第1回 ベルン、1975年11月3日－7日
- 第2回 ザンクトガレン、1977年11月7日－11日
- 第24回コーデックス委員会総会（2001年）にて廃止。

所掌範囲：

スープ、ブロス、ブイヨン、コンソメに関する世界規格を策定すること。

コーデックス穀類・豆類部会 (CX-729)

議長国：米国

会議：

- 第1回 ワシントン D.C.、1980年3月24日－28日
- 第2回 ワシントン D.C.、1981年4月27日－5月1日
- 第3回 ワシントン D.C.、1982年10月25日－29日
- 第4回 ワシントン D.C.、1984年9月24日－28日
- 第5回 ワシントン D.C.、1986年3月17日－21日
- 第6回 ワシントン D.C.、1988年10月24日－28日
- 第7回 ワシントン D.C.、1990年10月22日－26日
- 第8回 ワシントン D.C.、1992年10月26日－30日
- 第9回 ワシントン D.C.、1994年10月31日－11月4日

無期限休会中。

所掌範囲：

穀類・豆類とその製品に関する世界規格および／または実践規範を適宜策定すること。

コーデックス植物タンパク部会 (CX-728)

議長国：カナダ

会議：

- 第1回 オタワ、1980年11月3日－7日

- 第2回 オタワ、1983年3月1日－5日
- 第3回 オタワ、1984年2月6日－10日
- 第4回 ハバナ、1987年2月2日－6日
- 第5回 オタワ、1989年2月6日－10日

無期限休会中。

所掌範囲：

あらゆる植物に由来し、ヒトの消費に供される植物タンパク製品について、その定義および世界規格を策定すること。食品供給システムにおけるかかる植物タンパク製品の利用、栄養学的要件および安全性、表示、その他適切と思われる種々の側面に関するガイドラインを策定すること。

コーデックス生鮮果実・野菜部会 (CX-731)

第17回コーデックス委員会総会（1987年）において、コーデックス生鮮熱帯果実・野菜部会として設立。第21回コーデックス委員会総会（1995年）において、その名称および所掌範囲を変更。

議長国：メキシコ

会議：

- 第1回 メキシコシティ、1988年6月6日－10日
- 第2回 メキシコシティ、1990年3月5日－9日
- 第3回 メキシコシティ、1991年9月23日－27日
- 第4回 メキシコシティ、1993年2月1日－5日
- 第5回 メキシコシティ、1994年9月5日－9日
- 第6回 メキシコシティ、1996年1月29日－2月2日
- 第7回 メキシコシティ、1997年9月8日－12日
- 第8回 メキシコシティ、1999年3月1日－5日
- 第9回 メキシコシティ、2000年10月9日－13日
- 第10回 メキシコシティ、2002年6月10日－14日
- 第11回 メキシコシティ、2003年9月8日－12日
- 第12回 メキシコシティ、2005年5月16日－20日

所掌範囲：

(a) 生鮮果実・野菜に関する世界規格および実践規範を適宜策定すること。

(b) 農業品質基準に関する UN/ECE 作業部会との協議により、規格や実践規範の重複が生じないように、また同じ広範な形式に従うよう特に配慮しながら、世界規格や実践規範の策定にあたること³⁹。

(c) 生鮮果実・野菜の規格化に積極的に関わる他の国際機関と必要に応じて協議すること。

コーデックス乳・乳製品部会 (CX-703)

議長国：ニュージーランド

会議：

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 第 1 回 | ローマ、1994 年 11 月 28 日－12 月 2 日 |
| 第 2 回 | ローマ、1996 年 5 月 27 日－31 日 |
| 第 3 回 | モンテビデオ（ウルグアイ）、1998 年 5 月 18 日－22 日 |
| 第 4 回 | ウェリントン、2000 年 2 月 28 日－3 月 |
| 第 5 回 | ウェリントン、2002 年 4 月 8 日－12 日 |
| 第 6 回 | オークランド、2004 年 4 月 26 日－30 日 |

所掌範囲：

乳・乳製品に関する世界規格、規範、および関連文書を策定すること。

コーデックスナチュラルミネラルウォーター部会 (CX-719)

本部会は、コーデックスの地域（ヨーロッパ）部会としてコーデックス委員会によって設立され、その後、ナチュラルミネラルウォーターとそれ以外の瓶入り（容器入り）水に関する世界規格の策定作業を割り当てられた。

議長国：スイス

³⁹ 国連欧州経済委員会の農業品質基準作業部会は、

1. 生鮮果物・野菜に関する世界的なコーデックス規格の策定を推奨し、その推奨内容をコーデックス生鮮果物・野菜部会に提出して検討を求め、あるいはコーデックス委員会に提出して承認を求めることができる。
2. コーデックス生鮮果物・野菜部会またはコーデックス委員会の要請に応じて、生鮮果物・野菜に関する「規格原案」(proposed draft standards) を作成することができる。規格原案は、コーデックス手続きステップ 3 で委員会事務局から配布され、さらにコーデックス生鮮果物・野菜部会による作業が行われる。
3. 生鮮果物・野菜に関する「規格原案」および「規格案」(draft standards) を検討し、それに対するコメントを、コーデックス手続きステップ 3 および 6 でコーデックス生鮮果物・野菜部会に伝えることができる。
4. コーデックス生鮮果物・野菜部会の要請に応じて、生鮮果物・野菜に関する規格策定の具体的な作業に携わることができる。

コーデックスは、手続きステップ 3 および 6 における生鮮果物・野菜に関するコーデックス「規格原案」および「規格案」を UN/ECE 事務局に提出し、コメントを求めるものとする。

会議：

- 第1回 バダン／アールザン、1966年2月24日－25日
- 第2回 モントルー、1967年7月6日－7日
- 第3回 バドラガツ、1968年5月－9日
- 第4回 ウィーン、1972年6月12日－13日
- 第5回 トゥーン、1996年10月3日－5日
- 第6回 ベルン、1998年11月19日－21日
- 第7回 フリブール、2000年10月30日－11月1日

無期限休会中。

所掌範囲：

ナチュラルミネラルウォーターに関する地域レベルの規格を策定すること。

コーデックス果汁・野菜ジュース特別部会 (CX-801)

議長国：ブラジル

会議：

- 第1回 ブラジリア、2000年9月18日－22日
- 第2回 リオデジャネイロ、2002年4月23日－26日
- 第3回 サルバドル（バイア）、2003年5月6日－10日
- 第4回 フォルタレザ、2004年10月11日－15日

指令完了に伴い、第28回コーデックス委員会総会（2005年）にて解散。

所掌範囲：

本特別部会では、

- (a) 一般的な規格を優先する形で、果汁・野菜ジュースと関連製品に関する既存のコーデックス規格およびガイドラインの改訂と整理を行う。
- (b) これら製品の分析・サンプリング法を改訂し、最新の方法を採用する。
- (c) 第28回コーデックス委員会総会（2005年）までに作業を完了する。

コーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会 (CX-802)

議長国：日本

会議：

- 第1回 千葉、2000年3月14日－17日
- 第2回 千葉、2001年3月25日－29日
- 第3回 横浜、2002年3月4日－8日
- 第4回 横浜、2003年3月11日－14日

コーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会は、その当初の指令完了に伴い、第26回コーデックス委員会総会（2003年）にて解散した。その後、第27回コーデックス委員会総会（2004年）にて再度設立された。

目的（1999～2003年）

科学的根拠やリスク分析に基づき、また消費者の健康と公正な貿易慣行促進に関する合法的要因を適宜考慮し、バイオテクノロジー応用食品またはバイオテクノロジーを用いて食品に導入された形質に関する規格やガイドラインを適宜作成し、勧告を行うこと。

所掌範囲（1999～2003年）

- (a) バイオテクノロジー応用食品に関する規格、ガイドライン、その他の原則を適宜策定すること。
- (b) バイオテクノロジー応用食品をめぐる指令の範囲内で、必要に応じて関連のコーデックス部会と連携し、緊密に協力して作業を行うこと。
- (c) 各国の管轄当局、FAO、WHO、その他国際機関や関連の国際フォーラムによる既存の作業を十分に顧慮すること。

目的（2004年～）

科学的根拠やリスク分析に基づき、また消費者の健康と食品貿易の公正な慣行促進に関する合法的要因を適宜考慮し、モダンバイオテクノロジー応用食品またはモダンバイオテクノロジーを用いて食品に導入された形質に関する規格やガイドラインを適宜作成し、勧告を行うこと。

期間（2004年～）

本特別部会は4年以内にその作業を完了し、2009年に詳細な報告を提出するものとする。

所掌範囲（2004年～）

- (a) 特に「モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則」を顧慮しながら、モダンバイオテクノロジー応用食品に関する規格、ガイドライン、その他の原則を適宜策定すること。
- (b) モダンバイオテクノロジー応用食品をめぐる指令の範囲内で、必要に応じて関連のコーデックス部会と連携し、緊密に協力して作業を行うこと。
- (c) 各国の管轄当局、FAO、WHO、その他国際機関や関連の国際フォーラムによる既存の作業を考慮に入れること。

コーデックス動物飼料特別部会（CX-803）

議長国：デンマーク

会議：

第1回	コペンハーゲン、2000年6月13日－15日
第2回	コペンハーゲン、2001年3月19日－21日
第3回	コペンハーゲン、2002年6月17日－20日
第4回	コペンハーゲン、2003年3月25日－28日
第5回	コペンハーゲン、2004年5月17日－20日

指令完了に伴い、第27回コーデックス委員会総会（2004年）にて解散。

目的

動物由来食品の安全性および品質確保を目的として、本特別部会では、適正動物飼養実施規範に関するガイドラインまたは規格を適宜作成するものとする。

所掌範囲

- (a) 関連のコーデックス部会による「適正動物飼養実施規範案」に関する既存の作業を完了し、さらに拡大すること。
- (b) その他、有毒物質、病原体、微生物耐性、新規技術、貯蔵、管理手段、トレーサビリティ等に関する問題など、食品安全性にとって重要なその他の側面を採り上げること。
- (c) 関連のコーデックス部会、その他FAO、WHO、OIE、IPPCを含む関連国際組織による作業を十分に顧慮し、適宜協力して作業を行うこと。

規則 XI.1(b)(ii)の下に設置された下部組織

FAO/WHO アフリカ地域調整部会 (CX-707)

加盟：

アフリカ地域においてコーデックス委員会に加盟するすべての FAO/WHO 加盟国および準加盟国に、本部会の加盟資格がある。

所掌範囲：

- (a) 当該地域における食品規格および食品管理をめぐる問題やニーズを明らかにすること。
- (b) 食品管理に関する規制イニシアチブ案や問題について、部会内における情報交換のための連絡を促し、食品管理の基盤強化を図ること。
- (c) 当該地域にとって重要な製品について、世界規格の設定をコーデックス委員会に提案すること。これには、将来国際的な市場を獲得する可能性があるると部会が判断した製品も含まれる。
- (d) 当該地域内のみ、あるいはほぼ当該地域内のみで取引される食品について、地域レベルの規格を設定すること。
- (e) 当該地域にとって重要な意義をもつコーデックス委員会作業のあらゆる側面について、委員会の注意を喚起すること。
- (f) 当該地域内で国際的政府組織および非政府組織が実施する、地域レベルの食品規格に関するあらゆる作業の調整を促すこと。
- (g) 当該地域における全般的な調整役や、その他コーデックス委員会から委任された役割を果たすこと。
- (h) 加盟国によるコーデックス規格や関連文書の活用を促すこと。

第 1 回	イタリア、ローマ、1974 年 6 月 24 日－27 日
第 2 回	アクラ、1975 年 9 月 15 日－19 日
第 3 回	アクラ、1977 年 9 月 26 日－30 日
第 4 回	ダカール、1979 年 9 月 3 日－7 日
第 5 回	ダカール、1981 年 5 月 25 日－29 日
第 6 回	ナイロビ、1983 年 10 月 31 日－11 月 5 日

第7回	ナイロビ、1985年2月12日－18日
第8回	カイロ、1988年11月29日－12月3日
第9回	カイロ、1990年12月3日－7日
第10回	アブジャ、1992年11月3日－6日
第11回	アブジャ、1995年5月8日－11日
第12回	ハラレ、1996年11月19日－22日
第13回	ハラレ、1998年11月3日－6日
第14回	カンパラ、2000年11月27日－30日
第15回	カンパラ、2002年11月26日－29日
第16回	イタリア、ローマ、2005年1月25日－28日

FAO/WHO アジア地域調整部会 (CX-727)

加盟：

アジア地域においてコーデックス委員会に加盟するすべての FAO/WHO 加盟国および準加盟国に、本部会の加盟資格がある。

所掌範囲：

- (a) 当該地域における食品規格および食品管理をめぐる問題やニーズを明らかにすること。
- (b) 食品管理に関する規制イニシアチブ案や問題について、部会内における情報交換のための連絡を促し、食品管理の基盤強化を図ること。
- (c) 当該地域にとって重要な製品について、世界規格の設定をコーデックス委員会に提案すること。これには、将来国際的な市場を獲得する可能性があるとして部会が判断した製品も含まれる。
- (d) 当該地域内のみ、あるいはほぼ当該地域内のみで取引される食品について、地域レベルの規格を設定すること。
- (e) 当該地域にとって重要な意義をもつコーデックス委員会作業のあらゆる側面について、委員会の注意を喚起すること。
- (f) 当該地域内で国際的政府組織および非政府組織が実施する、地域レベルの食品規格に関するあらゆる作業の調整を促すこと。
- (g) 当該地域における全般的な調整役や、その他コーデックス委員会から委任された役割を果たすこと。

(h) 加盟国によるコーデックス規格や関連文書の活用を促すこと。

会議：

- | | |
|------|-------------------------|
| 第1回 | ニューデリー、1977年1月10日－16日 |
| 第2回 | マニラ、1979年3月20日－26日 |
| 第3回 | コロンボ、1982年2月2日－8日 |
| 第4回 | ペチュブリ、1984年2月28日－3月5日 |
| 第5回 | ジョグジャカルタ、1986年4月8日－14日 |
| 第6回 | デンパサール、1988年1月26日－2月1日 |
| 第7回 | チェンマイ、1990年2月5日－12日 |
| 第8回 | クアラルンプール、1992年1月27日－31日 |
| 第9回 | 北京、1994年5月24日－27日 |
| 第10回 | 東京、1996年3月5日－8日 |
| 第11回 | チャンライ、1997年12月16日－19日 |
| 第12回 | チェンマイ、1999年11月23日－26日 |
| 第13回 | クアラルンプール、2002年9月17日－20日 |
| 第14回 | 済州、2004年9月7日－10日 |

FAO/WHO ヨーロッパ地域調整部会 (CX-706)

加盟：

イスラエル、トルコ、ロシア連邦を含め、ヨーロッパ地域におけるすべてのFAO/WHO加盟国政府に、本部の加盟資格がある。本部会議長は、その職権によりヨーロッパの調整役を務める。

所掌範囲：

- (a) 当該地域における食品規格および食品管理をめぐる問題やニーズを明らかにすること。
- (b) 食品管理に関する規制イニシアチブ案や問題について、部会内における情報交換のための連絡を促し、食品管理の基盤強化を図ること。
- (c) 当該地域にとって重要な製品について、世界規格の設定をコーデックス委員会に提案すること。これには、将来国際的な市場を獲得する可能性があるると部会が判断した製品も含まれる。
- (d) 当該地域内のみ、あるいはほぼ当該地域内のみで取引される食品について、地域レベ

ルの規格を設定すること。

(e) 当該地域にとって重要な意義をもつコーデックス委員会の作業のあらゆる側面について、委員会の注意を喚起すること。

(f) 当該地域内で国際的政府組織および非政府組織が実施する、地域レベルの食品規格に関するあらゆる作業の調整を促すこと。

(g) 当該地域における全般的な調整役や、その他コーデックス委員会から委任された役割を果たすこと。

(h) 加盟国によるコーデックス規格や関連文書の活用を促すこと。

会議：

- | | |
|------|--------------------------|
| 第1回 | ベルン、1965年7月1日-2日 |
| 第2回 | ローマ、1965年10月20日 |
| 第3回 | ウィーン、1966年5月24日-27日 |
| 第4回 | ローマ、1966年11月8日 |
| 第5回 | ウィーン、1967年9月6日-8日 |
| 第6回 | ウィーン、1968年11月4日-8日 |
| 第7回 | ウィーン、1969年10月7日-10日 |
| 第8回 | ウィーン、1971年10月27日-29日 |
| 第9回 | ウィーン、1972年6月14日-16日 |
| 第10回 | ウィーン、1977年6月13日-17日 |
| 第11回 | インスブルック、1979年5月28日-6月1日 |
| 第12回 | インスブルック、1981年3月16日-20日 |
| 第13回 | インスブルック、1982年9月27日-10月1日 |
| 第14回 | トゥーン、1984年6月4日-8日 |
| 第15回 | トゥーン、1986年6月16日-20日 |
| 第16回 | ウィーン、1988年6月27日-7月1日 |
| 第17回 | ウィーン、1990年5月28日-6月1日 |
| 第18回 | ストックホルム、1992年5月11日-15日 |
| 第19回 | ストックホルム、1994年5月16日-20日 |
| 第20回 | ウプサラ、1996年4月23日-26日 |
| 第21回 | マドリッド、1998年5月5日-8日 |
| 第22回 | マドリッド、2000年10月3日-6日 |
| 第23回 | ブラティスラヴァ、2002年9月10日-13日 |
| 第24回 | ブラティスラヴァ、2004年9月20日-23日 |

FAO/WHO ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CX-725)

加盟：

ラテンアメリカ・カリブ海地域においてコーデックス委員会に加盟するすべてのFAO/WHO 加盟国および準加盟国に、本部の加盟資格がある。

所掌範囲：

- (a) 当該地域における食品規格および食品管理をめぐる問題やニーズを明らかにすること。
- (b) 食品管理に関する規制イニシアチブ案や問題について、部会内における情報交換のための連絡を促し、食品管理の基盤強化を図ること。
- (c) 当該地域にとって重要な製品について、世界規格の設定をコーデックス委員会に提案すること。これには、将来国際的な市場を獲得する可能性があるると部会が判断した製品も含まれる。
- (d) 当該地域内のみ、あるいはほぼ当該地域内のみで取引される食品について、地域レベルの規格を設定すること。
- (e) 当該地域にとって重要な意義をもつコーデックス委員会の作業のあらゆる側面について、委員会の注意を喚起すること。
- (f) 当該地域内で国際的政府組織および非政府組織が実施する、地域レベルの食品規格に関するあらゆる作業の調整を促すこと。
- (g) 当該地域における全般的な調整役や、その他コーデックス委員会から委任された役割を果たすこと。
- (h) 加盟国によるコーデックス規格や関連文書の活用を促すこと。

会議：

第1回	ローマ、1976年3月25日－26日
第2回	モンテビデオ、1980年12月9日－15日
第3回	ハバナ、1984年3月27日－4月2日
第4回	ハバナ、1985年4月17日－22日
第5回	ハバナ、1987年2月11日－16日
第6回	サンホセ、1989年2月20日－24日

- | | |
|------|----------------------------|
| 第7回 | サンホセ、1991年7月1日－10日 |
| 第8回 | ブラジリア、1993年3月16日－20日 |
| 第9回 | ブラジリア、1995年4月3日－7日 |
| 第10回 | モンテビデオ、1997年2月25日－28日 |
| 第11回 | モンテビデオ、1998年12月8日－11日 |
| 第12回 | サントドミンゴ、2001年2月13日－16日 |
| 第13回 | サントドミンゴ、2002年12月9日－13日 |
| 第14回 | ブエノスアイレス、2004年11月29日－12月3日 |

FAO/WHO 近東地域調整部会 (CX-734)

加盟：

FAO の定める近東地域または WHO の定める地中海東部地域においてコーデックス委員会に加盟するすべての FAO/WHO 加盟国および準加盟国に、本部の加盟資格がある。

所掌範囲：

- (a) 当該地域における食品規格および食品管理をめぐる問題やニーズを明らかにすること。
- (b) 食品管理に関する規制イニシアチブ案や問題について、部会内における情報交換のための連絡を促し、食品管理の基盤強化を図ること。
- (c) 当該地域にとって重要な製品について、世界規格の設定をコーデックス委員会に提案すること。これには、将来国際的な市場を獲得する可能性があるとして部会が判断した製品も含まれる。
- (d) 当該地域内のみ、あるいはほぼ当該地域内のみで取引される食品について、地域レベルの規格を設定すること。
- (e) 当該地域にとって重要な意義をもつコーデックス委員会の作業のあらゆる側面について、委員会の注意を喚起すること。
- (f) 当該地域内で国際的政府組織および非政府組織が実施する、地域レベルの食品規格に関するあらゆる作業の調整を促すこと。
- (g) 当該地域における全般的な調整役や、その他コーデックス委員会から委任された役割を果たすこと。
- (h) 加盟国によるコーデックス規格や関連文書の活用を促すこと。

会議：

- 第1回 カイロ、2001年1月29日－2月1日
- 第2回 カイロ、2003年1月20日－23日
- 第3回 アンマン、2005年3月7日－10日

FAO/WHO 北アメリカ・南西太平洋地域調整部会 (CX-732)

加盟：

北アメリカ・南西太平洋地域においてコーデックス委員会に加盟するすべてのFAO/WHO加盟国および準加盟国に、本部の加盟資格がある。

所掌範囲：

- (a) 当該地域における食品規格および食品管理をめぐる問題やニーズを明らかにすること。
- (b) 食品管理に関する規制イニシアチブ案や問題について、部会内における情報交換のための連絡を促し、食品管理の基盤強化を図ること。
- (c) 当該地域にとって重要な製品について、世界規格の設定をコーデックス委員会に提案すること。これには、将来国際的な市場を獲得する可能性があるという部会が判断した製品も含まれる。
- (d) 当該地域内のみ、あるいはほぼ当該地域内のみで取引される食品について、地域レベルの規格を設定すること。
- (e) 当該地域にとって重要な意義をもつコーデックス委員会の作業のあらゆる側面について、委員会の注意を喚起すること。
- (f) 当該地域内で国際的政府組織および非政府組織が実施する、地域レベルの食品規格に関するあらゆる作業の調整を促すこと。
- (g) 当該地域における全般的な調整役や、その他コーデックス委員会から委任された役割を果たすこと。
- (h) 加盟国によるコーデックス規格や関連文書の活用を促すこと。

会議：

- 第1回 ホノルル、1990年4月30日－5月4日

- 第2回 キャンベラ、1991年12月2日－6日
- 第3回 バンクーバー、1994年5月31日－6月3日
- 第4回 ロトルア、1996年4月30日－5月3日
- 第5回 シアトル、1998年10月6日－9日
- 第6回 パース、2000年12月5日－8日
- 第7回 バンクーバー、2002年10月29日－11月1日
- 第8回 サモア、アピア、2004年10月19日－22日

その他の下部組織

規格化に関する ECE/コーデックス合同専門家グループ⁴⁰

急速冷凍食品 (CX-705)

会議：

- 第1回 ジュネーヴ、1965年9月6日－10日
- 第2回 ジュネーヴ、1966年9月5日－9日
- 第3回 ローマ、1967年9月18日－22日
- 第4回 ジュネーヴ、1968年9月2日－6日
- 第5回 ローマ、1969年9月22日－26日
- 第6回 ローマ、1970年7月27日－31日
- 第7回 ジュネーヴ、1971年12月6日－10日
- 第8回 ジュネーヴ、1973年4月30日－5月4日
- 第9回 ローマ、1974年10月7日－11日
- 第10回 ジュネーヴ、1975年10月6日－10日
- 第11回 ジュネーヴ、1977年3月14日－18日
- 第12回 ローマ、1978年10月30日－11月6日
- 第13回 ローマ、1980年9月15日－19日

第23回コーデックス委員会総会（1999年）にて廃止。合同専門家グループの作業は、コーデックス加工果実・野菜部会に移管された（当該部会の所掌範囲を参照のこと）。

所掌範囲：

急速冷凍食品の規格化に関する ECE/コーデックス合同専門家グループは、コーデック

⁴⁰ これら ECE/コーデックス合同部会は、コーデックス委員会の特定の規則の下に設置された下部組織ではないが、コーデックス規格策定に関しては、コーデックス個別食品部会と同じ手続きに従う。

ス食品規格の一般原則に従い、急速冷凍食品に関する規格を設定する責務を負う。また、急速冷凍食品に関する一般的検討、定義、個々の規格の枠組みづくりに責務を負い、さらにコーデックス委員会が別のコーデックス部会に具体的に課していない、魚類・水産製品、食肉、食肉・家禽肉加工製品などの急速冷凍食品に関する実際の規格策定にもあたる。コーデックスの個別食品部会が作成した急速冷凍食品に関する規格は、急速冷凍食品の規格化に関する ECE/コーデックス合同専門家グループが定めた一般的な規格に合致していなければならない、また調整のために、適切な時期に本グループに付託されることが必要である。

果汁 (CX-704)

会議：

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 第 1 回 | ジュネーヴ、1964 年 4 月 6 日－10 日 |
| 第 2 回 | ジュネーヴ、1965 年 3 月 29 日－4 月 2 日 |
| 第 3 回 | ジュネーヴ、1966 年 2 月 21 日－25 日 |
| 第 4 回 | ジュネーヴ、1967 年 4 月 10 日－14 日 |
| 第 5 回 | ローマ、1968 年 3 月 25 日－29 日 |
| 第 6 回 | ジュネーヴ、1969 年 10 月 27 日－31 日 |
| 第 7 回 | ローマ、1970 年 7 月 20 日－24 日 |
| 第 8 回 | ジュネーヴ、1971 年 3 月 8 日－12 日 |
| 第 9 回 | ローマ、1972 年 3 月 20 日－24 日 |
| 第 10 回 | ジュネーヴ、1973 年 7 月 16 日－20 日 |
| 第 11 回 | ローマ、1974 年 10 月 14 日－18 日 |
| 第 12 回 | ジュネーヴ、1976 年 7 月 19 日－23 日 |
| 第 13 回 | ジュネーヴ、1978 年 6 月 26 日－30 日 |
| 第 14 回 | ジュネーヴ、1980 年 6 月 9 日－13 日 |
| 第 15 回 | ローマ、1982 年 2 月 8 日－12 日 |
| 第 16 回 | ジュネーヴ、1984 年 4 月 30 日－5 月 4 日 |
| 第 17 回 | ローマ、1986 年 5 月 26 日－30 日 |
| 第 18 回 | ジュネーヴ、1988 年 5 月 16 日－20 日 |
| 第 19 回 | ローマ、1990 年 11 月 12 日－16 日 |

第 23 回コーデックス委員会総会（1999 年）にて廃止。合同専門家グループの作業は、コーデックス果汁特別部会に移管された（該特別部会の所掌範囲を参照のこと）。

所掌範囲：

果汁、濃縮果汁、ネクターに関する世界規格を策定すること。

コーデックス委員会のメンバー構成

(2005年9月30日現在)

加盟国

アフリカ

1. アンゴラ
2. ベナン
3. ボツワナ
4. ブルキナファソ
5. ブルンジ
6. カメルーン
7. カーボヴェルデ
8. 中央アフリカ共和国
9. チャド
10. コンゴ民主共和国
11. コンゴ共和国
12. コートジボワール
13. 赤道ギニア
14. エリトリア
15. エチオピア
16. ガボン
17. ガンビア
18. ガーナ
19. ギニア
20. ギニアビサウ
21. ケニア
22. レソト
23. リベリア
24. マダガスカル
25. マラウイ
26. マリ
27. モーリタニア
28. モーリシャス
29. モロッコ

30. モザンビーク
31. ナミビア
32. ニジェール
33. ナイジェリア
34. ルワンダ
35. セネガル
36. セーシェル
37. シエラレオネ
38. 南アフリカ
39. スワジランド
40. トーゴ
41. ウガンダ
42. タンザニア連合共和国
43. ザンビア
44. ジンバブエ

アジア

45. バングラデシュ
46. ブルネイ・ダルサラーム国
47. ブータン
48. カンボジア
49. 中国
50. 朝鮮民主主義人民共和国
51. インド
52. インドネシア
53. 日本
54. ラオス人民民主共和国
55. マレーシア
56. モンゴル
57. ミャンマー

- 58. ネパール
- 59. パキスタン
- 60. フィリピン
- 61. 韓国
- 62. シンガポール
- 63. スリランカ
- 64. タイ
- 65. ベトナム

ヨーロッパ

- 66. アルバニア
- 67. アルメニア
- 68. オーストリア
- 69. ベルギー
- 70. ブルガリア
- 71. クロアチア
- 72. キプロス
- 73. チェコ共和国
- 74. デンマーク
- 75. エストニア
- 76. フィンランド
- 77. フランス
- 78. グルジア
- 79. ドイツ
- 80. ギリシャ
- 81. ハンガリー
- 82. アイスランド
- 83. アイルランド
- 84. イスラエル
- 85. イタリア
- 86. カザフスタン
- 87. キルギス共和国
- 88. ラトビア
- 89. リトアニア
- 90. ルクセンブルク
- 91. マルタ

- 92. モルドバ
- 93. オランダ
- 94. ノルウェー
- 95. ポーランド
- 96. ポルトガル
- 97. ルーマニア
- 98. ロシア連邦
- 99. セルビア・モンテネグロ
- 100. スロバキア共和国
- 101. スロベニア
- 102. スペイン
- 103. スウェーデン
- 104. スイス
- 105. マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
- 106. トルコ
- 107. ウクライナ
- 108. 英国

加盟組織：
欧州共同体

ラテンアメリカ・カリブ海

- 109. アンティグア・バーブーダ
- 110. アルゼンチン
- 111. バハマ
- 112. バルバドス
- 113. ベリーズ
- 114. ボリビア
- 115. ブラジル
- 116. チリ
- 117. コロンビア
- 118. コスタリカ
- 119. キューバ
- 120. ドミニカ国
- 121. ドミニカ共和国
- 122. エクアドル

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 123. エルサルバドル | 150. レバノン |
| 124. グレナダ | 151. リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤ
国 |
| 125. グアテマラ | 152. オマーン |
| 126. ガイアナ | 153. カタール |
| 127. ハイチ | 154. サウジアラビア |
| 128. ホンジュラス | 155. スーダン |
| 129. ジャマイカ | 156. シリア・アラブ共和国 |
| 130. メキシコ | 157. チュニジア |
| 131. ニカラグア | 158. アラブ首長国連邦 |
| 132. パナマ | 159. イエメン |
| 133. パラグアイ | |
| 134. ペルー | |
| 135. セントクリストファー・ネーヴィス | 北アメリカ |
| 136. セントルシア | 160. カナダ |
| 137. セントビンセントおよびグレナディ
ーン諸島 | 161. 米国 |
| 138. スリナム | 南西太平洋 |
| 139. トリニダード・トバゴ | 162. オーストラリア |
| 140. ウルグアイ | 163. クック諸島 |
| 141. ベネズエラ | 164. フィジー |
| | 165. キリバス |
| 近東 | 166. ミクロネシア連邦 |
| 142. アフガニスタン | 167. ニュージーランド |
| 143. アルジェリア | 168. パプアニューギニア |
| 144. バーレーン | 169. サモア |
| 145. エジプト | 170. ソロモン諸島 |
| 146. イラン・イスラム共和国 | 171. トンガ |
| 147. イラク | 172. バヌアツ |
| 148. ヨルダン | |
| 149. クウェート | |

加盟組織

1. 欧州共同体

付属文書：コーデックス委員会の一般的決定事項

コーデックスの意思決定プロセスにおける科学の役割と その他の要因の検討範囲に関する原則について⁴¹

1. 食品規格、ガイドライン、その他コーデックス食品規格の勧告は、当該の規格により食品供給の質と安全性が確保されるよう、あらゆる関連情報の詳細な検討を含む確かな科学的分析と科学的根拠の原則に基づくものとする。
2. コーデックス食品規格では、食品規格の策定および決定にあたり、消費者の健康保護と公正な食品貿易慣行の促進に関連のある他の合法的要因も適宜考慮する。
3. この点に関して、食品表示は、上記の両目的を推し進める上で重要な役割を担っている。
4. コーデックスのメンバーが、公衆衛生保護の必要性を認めつつも、他の検討事項に関して異なる見解を抱いている場合には、メンバーは関連の規格を承認しないでもよい。これは、コーデックスの決定を必ずしも阻害するものではない。

上記原則の2で言及した他の要因の検討基準⁴²

- 健康および安全性の問題については、「科学の役割に関する原則について」および「食品安全性リスク評価の役割に関する原則について」に従うものとする。
- 健康保護と公正な貿易慣行に関わる他の合法的要因が、リスク管理プロセスの中で明らかになる場合もある。リスク管理者は、こうした要因がリスク管理オプションの選択や、規格・ガイドライン・関連文書の作成にどのような影響を及ぼすかを示す必要がある。
- 他の要因を考慮することで、リスク分析の科学的根拠に影響が生じてはならない。このプロセスでは、リスク評価の科学的完全性を保証するために、リスク評価とリスク管理を分けて考えることが必要である。
- 政府が国内の法律を制定する際には、正当な関心事であっても、広く一般的に適用できない事柄や世界規模では重要でない事柄もあることを認識すべきである⁴³。

⁴¹ 1995年の第21回総会における決定。

⁴² 2001年の第24回総会における決定。

⁴³ SPS協定およびTBT協定の下での国内措置の正当性と、国際レベルにおけるその妥当性を混同してはならない。

- コーデックスの枠組み内では、世界レベルで承認し得る他の要因、また地域レベルの規格や関連文書の場合は地域レベルで承認し得る他の要因のみを考慮に入れるものとする。
- リスク管理に関するコーデックス委員会とその下部組織による勧告では、その作成過程で考慮した他の具体的な要因を、その採用の根拠も含めて個別に明示するものとする。
- 特に途上国の場合には、製造・加工方法、輸送、貯蔵の性質や特殊な制約によるリスク管理オプションの実現可能性が考慮されることもある。経済的利害をめぐる関心事や貿易問題一般については、定量可能なデータによる裏づけが必要である。
- 他の合法的要因をリスク管理に採り入れることで、不当な貿易障壁を作り出してはならない⁴⁴。かかる要因を含めることで途上国が蒙る影響には特に注意が必要である。

⁴⁴ WTO の原則を遵守し、SPS 協定および TBT 協定の特定の規定を考慮。